

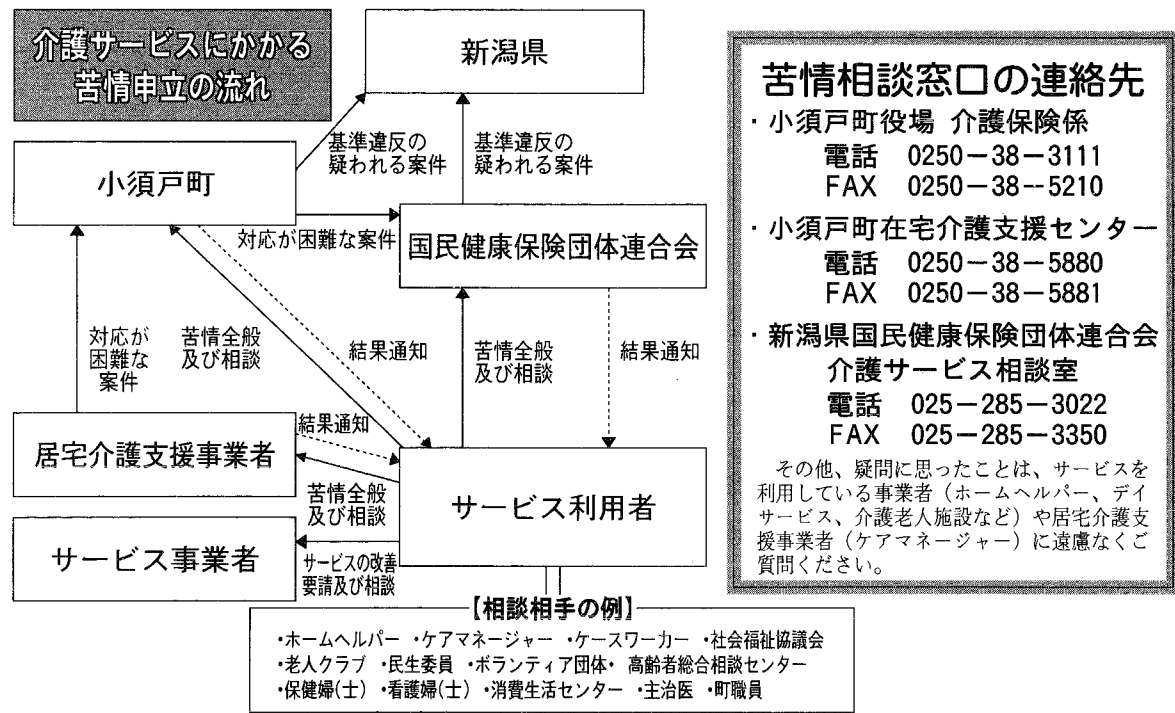
介護保険ニュース① 介護保険が施行され、2ヶ月が経過しました。

介護サービスの苦情はどこへ

介護で利用するサービスは、利用者と事業者の契約に基づくものです。事業者から提供されたサービスが不良な場合（手際が悪い・時間を守らない・言葉使いが失礼など）は、遠慮せずに改善を求めましょう。利用者本人が苦情申立てできない場合（寝たきり・痴呆等）は、家族や民生委員などが本人に代わって申立てできます。地域の方々におかれては、お近くのサービス利用者にお困りの様子がありましたら、できる範囲で御助言などをお願いします。

〈介護サービスに関する苦情申立先〉 ※下記参照「介護サービスに関する苦情申立の流れ」

1. 介護サービスに関する苦情や相談は、まずそのサービスを提供している**サービス事業者**へ。
2. 直接サービス事業者に言いにくい場合や、改善を求めても直らない場合や、サービス事業者の変更を希望する場合などは、ケアプラン（サービス計画）を作成した**居宅介護支援事業者**へ。
3. サービス事業者や居宅介護支援事業者に苦情を申し立てても改善されない場合や、保険者である市町村に直接苦情を申し立てたい場合などは**小須戸町役場介護保険係**へ。
4. 国民健康保険団体連合会に直接苦情を申し立てたい場合は、**国民健康保険団体連合会**へ。国民健康保険団体連合会では、直接申立てがあった苦情のほか、市町村などに申立てのあった苦情のうち難しいものを取扱います。

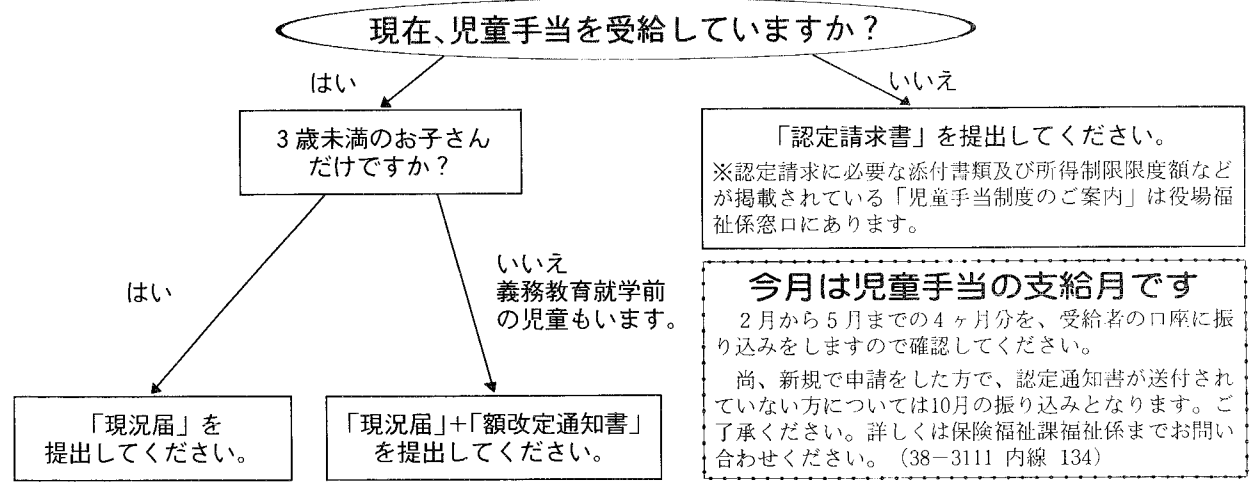
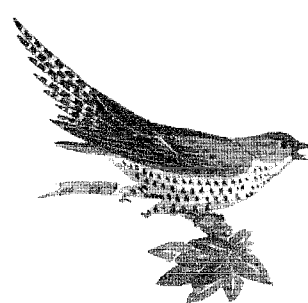


児童手当法の改正により児童手当の支給基準が変わりました。

支給対象年齢が3歳未満までが義務教育就学前まで支給されるようになりました。

	改正前	改正後
支給対象年齢	3歳未満	義務教育就学前 (6歳到達後最初の年度末) ※平成6年4月2日以後に生まれた児童
手当月額	第1子、第2子 5,000円 第3子以降 10,000円	改正前と同じ
支払時期	2月、6月、10月	改正前と同じ

- Q.** 児童手当の支給を受けるには？
- A.** 児童手当は、養育者からの申請がないと支給されません。
 *申請書は保健福祉課福祉係にあります。
 *申請書の外に「年金加入証明書」「児童手当所得証明書」など、必要に応じて添付書類を提出してもらうことがあります。
 *所得限度額を超える方については、児童手当は支給されません。
- Q.** いつ頃手続きをすればいいのですか？
- A.** 《児童手当を現在受けている方》
 *「現況届」を6月30日（金）までに提出してください。義務教育就学前のお子さんもいる場合は「額改定請求書」を提出してください。（「現況届」「額改定請求書」は郵送いたします）
 《新規に請求される方》
 *9月29日（金）までに申請された場合、6月分までを上限としてさかのぼって支給されます。（支給要件に当てはまっていた月分に限り）
 *9月に申請された場合、事務処理上10月の定時払いに間に合わない場合があります。
 *10月1日以降の申請については、申請月の翌月分からの支給となります。

「子規」とも書き、正岡子規主宰の俳句雑誌名「ホトトギス」は、主宰者の名から付けられたといわれています。

また、鳥とは別にホトトギスという植物もありますが、これは花びらの模様が時鳥のむな毛に似ているために、その名がつけられたようです。

六月は候鳥がしばしば見られますが、農産物などに使用される農薬の安全で適正な使用を推進する「農薬危害防止運動」が行われる月でもあります。農薬の散布または調製を行うときは、農業用マスクや保護メガネなどの防護装備を着用し、慎重に取り扱うようにすることが大事です。

さらに、農薬の厳重な保護管理を徹底したいものです。

時鳥

時鳥は翼長が十六センチメートルほどで、背は暗褐色。胸や腹には白地に黒の横縞模様があります。鋭い迫力のある鳴き声の特徴。「てつべんかたか」「ほつちよんかたか」などと聞こえるようです。時鳥は、五〜六月ごろに中国南部などから飛来して繁殖し、八〜九月には南に帰る候鸟です。（※）

日本滞在中は、里山から低山の林に住み着くことが多いのですが、声を頼りに探しても木に止まっているときだけでなく、飛びながら鳴くこともあるので、慣れていないと容易に見つかりません。

時鳥は、卵をほかの鳥に育てさせます。このような習性を「托卵」といいます。時鳥の場合にはウグイスの巣に卵を生み、時鳥の雛は、養親のウグイスが持ちかえる餌で育ちます。ほととぎすは「不如帰」

(※) わたりどりのこと